平成２９年（フ）第５６２号
千葉市中央区矢作町1000番地31　パレスミワⅢ201号
債務者　安齋　秋夫
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５２号
新潟市東区藤見町１丁目22番28号　日生オークタウンＡ棟201号
債務者　小島　靖子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８５号
新潟市西蒲区中島198番地
債務者　岩崎　秀苑
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６号
新潟市東区河渡本町１番８号　メゾンド1919　101号、前住所新潟市東区下木戸１丁目15番20号　ディアスダンディー206号
債務者　粂田　一浩
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９０号
新潟市中央区学校町通２番町5314番地８、前住所新潟市中央区花園２丁目１番23号
債務者　今井　幸子（旧姓ダワディ・スナル）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９２号
新潟市中央区紫竹山７丁目15番７号　第一タンポポ２号、前住所新潟市西区坂井砂山２丁目16番22号
債務者　山井　　仁
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
石川県七尾市大田町７部12番地２
債務者　新屋敷マリ子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第７７号
長野県北安曇郡池田町大字池田2015番地８　三丁目東町営住宅Ｄ－３号
債務者　中村　尚子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０８号
静岡県富士市大淵167番地の６、前住所静岡県富士市大淵200番地の３
債務者　川口　金次
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１０９号
静岡県富士市大淵167番地の６、前住所静岡県富士市大淵200番地の３
債務者　川口由美子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２９号
滋賀県米原市宇賀野216番地１　ラポール105号室
債務者　杉本　一馬
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
兵庫県伊丹市御願塚４丁目２番17号
債務者　寺下　初男
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
兵庫県姫路市網干区大江島古川町20番地103号
債務者　松山こと　許　　賢成
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０５号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（27―503）、前住所奈良県北葛城郡王寺町太子１丁目７番22号
債務者　荒木真里奈（旧姓田尻）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
奈良県橿原市曲川町５丁目14番24号
債務者　匠原　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
鳥取県八頭郡八頭町見槻中187番地１
債務者　福田　君子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７２号
鳥取県西伯郡南部町東上934番地１、前住所鳥取県日野郡江府町大字武庫475番地７
債務者　小早川恵里香
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部